

## 卸売市場緊急整備事業交付金交付等要綱

制 定 令和 7 年 12 月 18 日 付け 7 新食第 1815 号

農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第 1 我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

農産物の産地においては、食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）に基づき、生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化のための施設整備が加速し、農産物の高付加価値化、大ロット化、パレット化など、出荷体制の高度化・効率化が図られることとされている。一方、生鮮食料品等の流通の基幹インフラである卸売市場は、経営状況の厳しさから適切な更新整備が行われず、物流動線の効率化やコールドチェーンの確保が進められていないなど、物流施設として脆弱な施設構造のままとなっている。産地における構造転換によって高められた農産物の品質や付加価値を維持し、生鮮食料品等の生産から消費に至るまでのサプライチェーンの構築や生鮮食料品の安定供給を実現するためには、卸売市場の合理化の一層の推進が急務である。

また、人口減少下においても、農業生産基盤や食品産業の事業基盤の維持・強化を図るためには、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の輸出の促進を図ることが重要であり、そのためには、サプライチェーンを構成する卸売市場においても、輸出先国が求める品質・衛生管理等の高度な施設整備等が求められる。

このため、卸売市場の再編集約・合理化・高度化のために必要な施設（以下「卸売市場施設等」という。）整備の取組を推進する。

(通則)

第 2 卸売市場緊急整備事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから

地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 3 交付金は、卸売市場の経営基盤の強化につながる再編集約、高度な物流機能と品質衛生管理機能を備える卸売市場の合理化・高度化を図るため、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 16 条第 1 項に基づいて都道府県知事が行う事業（都道府県知事が知事以外の者に実施させる間接補助事業を含む。）に要する経費を都道府県知事に交付することを目的とする。

（事業の内容等）

第 4 本事業において実施する事業は次の各号に掲げるものとし（以下「交付事業」という。）、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表 1 の I から III までに掲げるとおりとする。

このほか、別表 1 の I から III までに定める交付事業は、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める基準を満たしていなければならないものとする。

（1）卸売市場の再編集約

（2）デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化

（3）輸出拡大に向けた卸売市場の高度化

2 事業実施主体は、交付事業を実施するに当たっては、過剰とみられるような卸売市場施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

3 事業実施主体は、事業実施前に、整備する卸売市場施設等の導入効果について、総括審議官が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する卸売市場施設等による効用が費用を上回ることが見込まれる場合（投資効率が 1 以上）に限り、事業を実施することとする。

（事業の実施）

第 5 事業実施計画、都道府県事業実施計画及び取組内容の変更手続については、総括審議官が別に定めるところにより行うものとする。

2 事業の着手は、原則として、交付金の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得

ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(交付の対象及び交付率)

- 第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、交付事業を実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。
- 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表2に定めるところによる。

(申請手続)

- 第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書を提出するに当たって、都道府県知事は各事業実施主体の当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（大臣にあっては、総括審議官）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第9 地方農政局長等は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付事業を実施する都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第 10 都道府県知事は、第 7 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 9 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第 11 都道府県知事は、交付事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 12 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 2 号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 13 に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 13 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 13 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表 2 の重要な変更の欄に掲げるもの以外とする。

(事業遅延の届出)

第 14 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 3 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記

載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 15 都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 4 号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 5 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 16 都道府県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 5 号による概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 都道府県知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業を行う事業実施主体（以下「間接交付事業者」という。）に交付しなければならない。

(実績報告)

第 17 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、都道府県知事は、交付事業が完了したとき（第 12 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 7 号による作成した年度終了実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

#### （交付金の額の確定等）

- 第18 地方農政局長等は、第17第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （額の再確定）

- 第19 都道府県知事は、第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17第1項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第18第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第18第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

#### （交付決定の取消等）

第 20 地方農政局長等は、第 12 第 1 項第 3 号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 9 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 18 第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

#### (財産の管理等)

第 21 都道府県知事は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

第 22 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する

期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第7第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第9第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。
  - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
  - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

#### （交付金の経理）

- 第23 都道府県知事は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第24の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### （交付金調書）

- 第24 都道府県知事は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による交付金調書を作成しておかなければならない。

#### （間接交付金交付の際付すべき条件）

- 第25 都道府県知事は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第11から第

15 まで、第 17、第 19 第 1 項から第 21 まで、第 23 及び第 24（間接交付事業者が地方公共団体の場合に限る。）の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
  - (2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。  
ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする事。  
ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。  
イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
  - (3) 前号の規定による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
  - (2) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 11 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 都道府県知事は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営される

よう指導しなければならない。

- 4 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第9第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
- 5 都道府県知事は、第1項第3号により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県知事は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

- 第26 都道府県知事は、本事業の実施状況等について、総括審議官が別に定めるところにより事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

(事業の評価)

- 第27 間接交付事業者及び都道府県知事が行う交付事業の評価の報告については、総括審議官が別に定めるところにより行うものとする。

(指導等)

- 第28 地方農政局長等及び都道府県知事が行う指導等については、総括審議官が別に定めるところにより行うものとする。

(委任)

- 第29 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、総括審議官が別に定めるところによる。

(附則)

この要綱は、令和7年12月18日から施行する。

別表 1 の I (第 4 関係)

目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
卸売市場の再編集約	<p>老朽化した卸売市場の再編集約に必要な卸売市場施設の整備等</p> <p>1 整備事業</p> <p>(1) 次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。</p> <p>ア 売場施設</p> <p>イ 貯蔵・保管施設</p> <p>ウ 駐車施設</p> <p>エ 構内舗装</p> <p>オ 搬送施設</p> <p>カ 衛生施設</p> <p>キ 食肉関連施設</p> <p>ク 情報処理施設</p> <p>ケ 市場管理センター</p> <p>コ 防災施設</p> <p>サ 加工処理高度化施設</p> <p>シ 選果・選別施設</p> <p>ス 総合食品センター機能付加施設</p> <p>セ 附帯施設</p> <p>ソ アからセまでの施設内容に準ずる施設</p> <p>(2) (1) の施設整備に伴って必要となる既存施設の解体</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「市場法」という。）第 4 条第 1 項に基づく認定を受けた卸売市場又は認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）の開設者</p> <p>(2) 地方卸売市場（市場法第 13 条第 1 項に基づく認定を受けた卸売市場又は認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）の開設者</p> <p>(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者（以下「PFI 事業者」という。）</p> <p>(4) 中央卸売市場若しくは地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会（以下</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 総括審議官が別に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 総括審議官が別に定める要件を満たしていること。</p> <p>(3) 当該施設の整備による効用が費用を上回ることが見込まれること。</p> <p>ただし、総事業費が 5 千万円以上のものに限る。</p>	<p>交付金の交付率は定額（事業費の 4 / 10 以内）とする。</p>

		<p>「事業協同組合等」という。）</p> <p>(5) (4)に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人</p> <p>(6) (1)又は(2)に該当する地方公共団体が主たる出資者となっている法人</p> <p>(7)都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）</p>		
--	--	---	--	--

別表1のⅡ（第4関係）

目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化	<p>デジタル化・省力化技術を活用した卸売市場の合理化</p> <p>卸売市場施設等の整備</p> <p>1 整備事業</p> <p>デジタル化・省力化に必要な機械設備の導入及びこれと併せて行う次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。</p> <p>(1) 売場施設</p> <p>(2) 貯蔵・保管施設</p> <p>(3) 駐車施設</p> <p>(4) 構内舗装</p> <p>(5) 搬送施設</p> <p>(6) 衛生施設</p> <p>(7) 食肉関連施設</p> <p>(8) 情報処理施設</p> <p>(9) 市場管理センター</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 中央卸売市場の開設者</p> <p>(2) 地方卸売市場の開設者</p> <p>(3) PFI 事業者</p> <p>(4) 事業協同組合等</p> <p>(5) (4)に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人</p> <p>(6) (1)又は(2)に該当する地方公共団体が主たる出資者となっている法人</p> <p>(7) 特認団体</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1)総括審議官が別に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2)総括審議官が別に定める要件を満たしていること。</p> <p>(3)当該施設の整備による効用が費用を上回るが見込まれること。</p> <p>ただし、総事業費が5千万円以</p>	<p>交付金の交付率は定額（事業費の4/10以内（ただし、総括審議官が別に定める場合においては、総括審議官が別に定める率以内））とする。</p>

	(10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 選果・選別施設 (13) 総合食品センター機能付加施設 (14) 附帯施設 (15) (1) から (14) までの施設内容に準ずる施設		上のものに限る。	
--	---	--	----------	--

別表 1 のⅢ（第 4 関係）

目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
輸出拡大に向けた卸売市場の高	農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設の整備	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 中央卸売市場の開設者	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。	交付金の交付率は定額（事業費の 4

<p>度化</p>	<p>1 整備事業</p> <p>次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。</p> <p>(1) 売場施設</p> <p>(2) 貯蔵・保管施設</p> <p>(3) 駐車施設</p> <p>(4) 構内舗装</p> <p>(5) 搬送施設</p> <p>(6) 衛生施設</p> <p>(7) 食肉関連施設</p> <p>(8) 情報処理施設</p> <p>(9) 市場管理センター</p> <p>(10) 防災施設</p> <p>(11) 加工処理高度化施設</p> <p>(12) 選果・選別施設</p> <p>(13) 総合食品センター機能付加施設</p> <p>(14) 附帯施設</p> <p>(15) (1) から (14) までの施設内容に準ずる施設</p>	<p>(2) 地方卸売市場の開設者</p> <p>(3) PFI 事業者</p> <p>(4) 事業協同組合等</p> <p>(5) (4) に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人</p> <p>(6) (1) 又は (2) に該当する地方公共団体が主たる出資者となっている法人</p> <p>(7) 特認団体</p>	<p>(1) 総括審議官が別に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 総括審議官が別に定める要件を満たしていること。</p> <p>(3) 当該施設の整備による効用が費用を上回るが見込まれること。</p> <p>ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。</p>	<p>／10 以内（ただし、総括審議官が別に定める場合にあつては、総括審議官が別に定める率以内）とする。</p>
-----------	---	--	--	--

別表2（第6、第7関係）

区 分	経 費	交 付 率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の 変更	事業の内容の変更
農業・食品産 業強化対策 整備交付金  卸売市場緊 急整備事業  1 卸売市場 の再編集 約	1 事業費  (1) 老朽化した卸売市場の 再編集約に必要な卸売市 場施設の整備等  本要綱及び市場法第16 条第1項に基づいて行う 事業に要する経費	定額  （事業費の 4/10以内）	北海道にあっ ては大臣、沖縄 県にあつては 内閣府沖縄総 合事務局長、そ の他の都府県 にあつては地 方農政局長	市場法第16条 第1項に基づ く法律補助と して交付決定 された額とそ れ以外の相互 間における流 用	1 事業の新設又は 廃止 2 事業実施主体の 変更 3 経費の欄に掲げ る1の事業費の 30%を超える増又 は国庫補助金の増 4 経費の欄に掲げる 1の事業費又は国 庫補助金の30%を 超える減
2 デジタル 化・省力化 技術を活 用した卸 売市場の 合理化	(2) デジタル化・省力化技 術を活用した卸売市場の 合理化に必要な卸売市場 施設等の整備  本要綱及び市場法第16 条第1項に基づいて行う 事業に要する経費	定額  （事業費の4 /10以内（た だし、総括審 議官が別に 定める場合 にあつては、 総括審議官 が別に定め る率以内）と する。）			

<p>3 輸出拡大に向けた卸売市場の高度化</p>	<p>(3) 農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設の整備 本要綱及び市場法第16条第1項に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定額 (事業費の4/10以内(ただし、総括審議官が別に定める場合にあつては、総括審議官が別に定める率以内)とする。)</p>			
	<p>2 附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>定額 (事業費の1/2以内)</p>			

別記様式第1号（第7関係）

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
（卸売市場緊急整備事業）交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、卸売市場緊急整備事業交付金交付等要綱第7の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 整備事業（農業・食品産業強化対策整備交付金）

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 農業・食品産業強化対策整備交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	事 業 費	負 担 区 分				備 考
			交 付 金	都道府県費	市町村費	そ の 他	
卸売市場緊急整備	法律補助	円	円	円	円	円	
	予算補助						
合 計	事 業 費						
	附帯事務費						
	計						

(注) 1 「事業概要」欄、「事業費」欄及び「負担区分」欄には、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合には、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 「法律補助」欄には、中央卸売市場施設整備の取組について記入し、「予算補助」欄には、法律補助以外のメニューについて記入する。

3 「備考」欄には、区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

区 分	事 業 概 要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	そ の 他
		○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
		○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事 業 内 容	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	
	円	円	円	円	
合 計					

- (注) 1 「事業内容」欄は、総括審議官が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。  
 2 「事業費」欄及び「負担区分」欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D) 円	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B) 円	負 担 区 分				備 考
			交付金 (A) 円	都道府 県 費 (B) 円	市 町 村 費 (C) 円	その他 (D) 円	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費							
合 計							

Ⅳ 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

注) 「事業完了予定（又は完了）年月日」は、間接交付事業において事業実施主体に対して施工業者等から交付対象施設の引渡しが完了した年月日又は交付事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

Ⅴ 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度 予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
1 交 付 金 2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度 予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金					注) 年 月 日
合 計					

注) 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合には、実績報告の際に備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

## VI 添付書類

都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱

実績報告の際は次の資料を添付すること。ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。

なお、これらにより難い場合には、2のみの添付も可能とする。

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 事業実績内訳明細書（様式別紙）

- (注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類のうち都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類 (農業・食品産業強化対策整備交付金)

区分	交付根拠	交付先名	施設等区分	交付率	事業費	負担区分				備考
						交付金	都道府県	市町村	その他	
					円	円	円	円	円	
計										
計										
計										
合計										

(注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、区分ごとに計を設けること。

2 交付根拠欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。

3 施設等区分欄は、本要綱別表1の施設・機械等名を記入すること。

4 備考欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

5 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第2号（第12関係）

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
（卸売市場緊急整備事業）変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあっては農林水産大臣  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇したいので、卸売市場緊急整備事業交付金交付等要綱第12の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。ただし、交付金の額が増額する場合は、第3号の規定による。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と書き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。
- 3 交付金の額が増額する場合は、件名の「卸売市場緊急整備事業変更等承認申請書」を「卸売市場緊急整備事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「卸売市場緊急整備事業交付金交付等要綱第12の規定に基づき申請する」を「卸売市場緊急整備事業交付金交付等要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する」に書き換えること。

別記様式第3号（第14関係）

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
（卸売市場緊急整備事業）遅延届出書

番 号  
年 月 日

〔 〇〇農政局長 殿  
北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、卸売市場緊急整備事業交付金交付等要綱第14の規定に基づき届け出る。

記

1. 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由
2. 交付事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
	円	円	%	円		

- （注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第15関係）

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
（卸売市場緊急整備事業）事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、卸売市場緊急整備事業交付金交付等要綱第15の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施したもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」欄には、別記様式第1号のⅡの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。  
 2 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。  
 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。  
 4 添付資料のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号（第16関係）

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
（卸売市場緊急整備事業）概算払請求書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

官署支出官 〇〇 殿

（第16第1項に定める官署支出官名を記入）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあつた事業について、卸売市場緊急整備事業交付金交付等要綱第16の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

（また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。）

記

区分	事業に要する経費	交付金(A)	既受領額(B)		遂行状況 〇月〇日現在の出来高	今回請求額(C)		残額(A)-(B)+(C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日までの出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2 括弧内は、第15第1項ただし書きによる場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記

載することとする。

- 4 添付資料のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第17第1項関係）

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
（卸売市場緊急整備事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり実施したので、卸売市場緊急整備事業交付金交付等要綱第17第1項の規定に基づき、その実績を報告する。  
（また、併せて精算額として農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- （注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- （1）軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
  - （2）間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあつては、別記様式第1号のV-2の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があつたものだけに添付すること。  
また、次の資料を添付すること。ただし、（1）の添付を原則とし、（2）については、（1）との併用を可能とする。なお、これらにより難い場合には、（2）のみの添付も可能とする。
- （1）財産管理台帳の写し
  - （2）事業実績内訳明細書
- 3 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。

別記様式第7号（第17第2項関係）

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
（卸売市場緊急整備事業）年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、卸売市場緊急整備事業交付金交付等要綱第17第2項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	事業費 (A)	交付金額	(A)のうち 年度内支 払済額	概算払 受入済額	事業費	交付金額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

(注)

- 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかつた場合に提出するものとする。
- 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第 8 号 (第 17 第 4 項関係)

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金  
(卸売市場緊急整備事業) の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた卸売市場緊急整備事業について、卸売市場緊急整備事業交付金交付等要綱第 17 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化第 15 条の交付金の額の確定額 (〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した 消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額 (3-2)	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。(交付事業等に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、間接交付事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し (税務署受付済のもの)
  - (2) 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
  - (3) 3 の金額の積算内訳 (人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること)
  - (4) 間接交付事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出してある資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付資料のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 4 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

- (注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。  
なお、間接交付事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。
- ・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
  - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
  - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
  - ・間接交付事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出してある資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付資料のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第9号（第23関係）

財 産 管 理 台 帳

都道府県名 \_\_\_\_\_

市場名		事業実施年度				令和 年度		農林水産省所管 交付金事業名									
区 分	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		備 考	
	メニュー	事業実施 主 体	工種構造 又 は 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用 年数	処 分 制 限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容		
									交付金	都 道 府 県 費	市 町 村 費					その他	
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
- 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 10 号 (第 24 関係)

令和〇〇年度  
農林水産省所管

交 付 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	翌年度繰越額	うち交付金相当額	
卸売市場緊急整備事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
事業費													
附帯事務費													
その他													

記載要領

- 「事業名」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第 11 号 (第 25 関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。  
また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。  
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 間接交付事業者に対する申立ての場合であつて、都道府県知事が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。